

施工時期等の平準化

- 適正な工期を確保するため、国庫債務負担行為(2か年国債やゼロ国債)を活用すること等により、公共工事の施工時期を平準化し、建設現場の生産性向上を図る。
- これにより、閑散期の工事稼働件数は下図の通り改善傾向にあり、国交省直轄工事での平準化率は約9割に達している。
- 来年度は、引き続き国庫債務負担行為の活用、発注見通しの統合・公表の参加団体を拡大。

①国庫債務負担行為の積極的活用

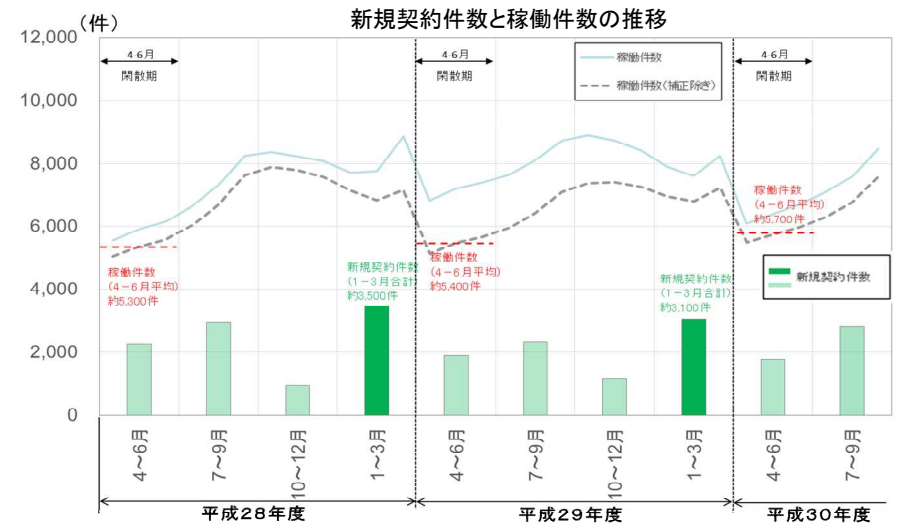
適正な工期を確保するための国庫債務負担行為(2か年国債^(注1)及びゼロ国債^(注2))を上積みし、閑散期の工事稼働を改善

〈2ヶ年国債+当初予算におけるゼロ国債〉

平成31年度:約3,200億円 (平成30年度:約3,100億円)

※平成29年度から当初予算におけるゼロ国債を設定(業務についても平成31年度から新たに設定)

※平成31年度の内訳は、2ヶ年国債 約2,000億円、ゼロ国債 約1,200億円(業務含む)



※国土交通省直轄工事を対象(港湾・空港除く)
※新規契約件数については、補正予算も含む

②地域単位での発注見通しの統合・公表の更なる拡大

全ブロックで実施している国、地方公共団体等の発注見通しを統合し、とりまとめ版を公表する取組の参加団体を拡大

※参加状況の推移:平成29年3月末時点:約500団体(約25%)→平成31年1月時点:1600団体(約80%)
国、特殊法人等:193/209、都道府県:47/47、政令指定都市:20/20、市町村:1340/1722(平成31年1月時点)

③地方公共団体等への取組要請

各発注者における自らの工事発注状況の把握を促すとともに、平準化の取組の推進を改めて要請

「各地区のページ」 【東北地方発注者協議会】平成25年11月1日現在

※〇〇地区の発注見直し
〇〇地区とは、〇〇市、〇〇町、〇〇村を含む地区です。

※平成25年11月1日現在に公表(指名)する見込みの工事掲載しています。
※本表掲載の発注見直しは、国土・建設の工事掲載しています。
※フレックスタイム制工事、環境配慮工事については、東北地方整備局発注工事のみ記載しています。
※下記の発注見直しの発注見直しについては掲載されておりません。また他に掲載のない発注見直し発注予定があります。
※発注見直し:〇〇町、〇〇村
ここに記載する内容は、平成25年11月1日現在の見直しであるため、実際に発注する工事がこの記載と異なる場合、又はここに記載されていない工事が発注される場合があります。
また、主要建設費対等見込み量は、公表時点の概算の見込み数量であり、公表後変更することがあります。
※公表している内容等のお問い合わせについては、各発注機関へお問い合わせください。

〇各発注機関の見直し公表ページはこちら(詳細については、こちらをご覧ください。)

発注機関	発注見直し	発注見直し	発注見直し	発注見直し	発注見直し	発注見直し	発注見直し	発注見直し	発注見直し
発注機関名	発注見直し	発注見直し	発注見直し	発注見直し	発注見直し	発注見直し	発注見直し	発注見直し	発注見直し
国土交通省東北地方整備局	〇〇市	〇〇町	〇〇村	〇〇市	〇〇町	〇〇村	〇〇市	〇〇町	〇〇村
〇〇市	〇〇町	〇〇村	〇〇市	〇〇町	〇〇村	〇〇市	〇〇町	〇〇村	〇〇市

注1:国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て後年度に亘って債務を負担(契約)することが出来る制度であり、2か年度に亘るものを2か年国債という。

注2:国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが国費の支出は翌年度のもの。